

災害時協力井戸の手引き

- 1 災害時協力井戸って何？
- 2 普段から気を付けていただくこと
- 3 もしも災害が発生したら…
- 4 井戸を利用する皆様へ

白岡市 総務部 安心安全課

令和7年4月

1 災害時協力井戸って何？

市では、災害が発生した際に、近隣住民の方々にトイレ洗浄や洗濯などの際の生活用水として、無償で井戸水を提供していただける井戸を「災害時協力井戸」として登録しています。

2 普段から気を付けていただくこと

- (1) 井戸とその周辺は、こまめに掃除を行うなど、清潔に保ちましょう。
- (2) 井戸の破損やポンプの故障等がないか、定期的に点検を行いましょう。
- (3) 長い間使っていない井戸は、水質が悪化することがあります。定期的に使用し、水質を確認するなど、管理に努めましょう。

3 もしも災害が発生したら…

- (1) 井戸の状態や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲で自主的に井戸水を近隣住民の方々に提供してください。

※災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、家財等の被害状況を確認してください。

- (2) 井戸水を提供する際は、特定の方に偏ることなく、公正・公平に対応してください。

- (3) 井戸水を提供する際は、念のため飲料用として提供しているものではない旨をお伝えください。

※地震等により、水質が変化している可能性があります。トイレ洗浄や洗濯などの際の生活用水として、提供してください。

4 井戸を利用する皆様へ

井戸水の提供は、所有者等の善意により、行われるものです。提供は絶対的な義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける際は、次に掲げる事項を承諾してください。

- (1) 井戸水の提供は、災害発生時のみ行われます。水道工事等による一時的な断水等の際は提供されません。
- (2) 災害等により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合などは、井戸水を提供できないことがあります。
- (3) 利用可能時間を必ず守ってください。井戸水を利用できる時間は、それぞれ異なります。災害時協力井戸登録一覧表の利用可能時間を確認してください。
- (4) 井戸水は、飲料用ではありません。トイレ洗浄や洗濯などの際の生活用水として、利用してください。
- (5) 特定の方に多量に提供することはできません。
- (6) 井戸水を入れる容器は、利用者が用意してください。運搬も利用者が行ってください。

所有者等の皆様へのお願い

次に掲げる事項に該当する場合など、登録内容に変更等が生じましたら、安心安全課に連絡してください。

- (1) 転居や土地の売買等のため、登録を解除したい。
- (2) 井戸を埋めてしまった。
- (3) 水がかれてしまった。

【担当・問合せ先】

白岡市 総務部 安心安全課

〒349-0292

白岡市千駄野4 3 2 番地

電話 0480-92-1111 内線 373